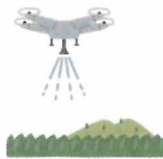
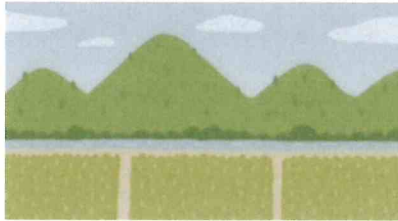


農業経営基盤強化準備金制度について

「農用地、農業用の機械・施設等の取得」

を図る取組を税制面で支援します。



農業経営基盤強化準備金制度の『特例措置の内容』について

●青色申告を行う認定農業者又は認定新規就農者が、経営所得安定対策等の交付金（畑作物の直接支払交付金[ゲタ対策]や収入減少影響緩和交付金[ナラシ対策]、水田活用直接支払交付金）を農業経営改善計画等に従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に法人は損金に算入できます。

●さらに、農業経営改善計画等に従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地、農業用機械・施設等を取得した場合、圧縮記帳できます。



※圧縮記帳とは、取り崩した準備金や交付金により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費(損金)に算入することにより、その年の(事業年度)の課税事業所得(所得)を減額する方法です。

「積み立てを開始するためには」 詳細は裏面からをご覧ください。

- 農業者が作成する農業経営改善計画(認定農業者)又は青年等就農計画(認定新規就農者)に取得しようとする農業用固定資産が記載されていること。
- 確定申告書類に農林水産大臣の証明書を添付しなければならない。
- 農林水産大臣の証明書発行手続きは、確定申告(2/17 ~ 3/17)に間に合うよう確定申告の1カ月前(2月中旬)までに東北農政局・秋田県拠点へ申請する。

重要！ 申請をするには、令和6年に積み立てる準備金の金額を確定させるため、令和7年2月上旬までに「令和6年の確定申告事業所得金額」を算出しなければなりません！

ご不明な点がございましたら、担い手支援課 又は 営農センターへお問い合わせください。



経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地、農業用の機械・施設等の取得）を図る取組を税制面で支援します。

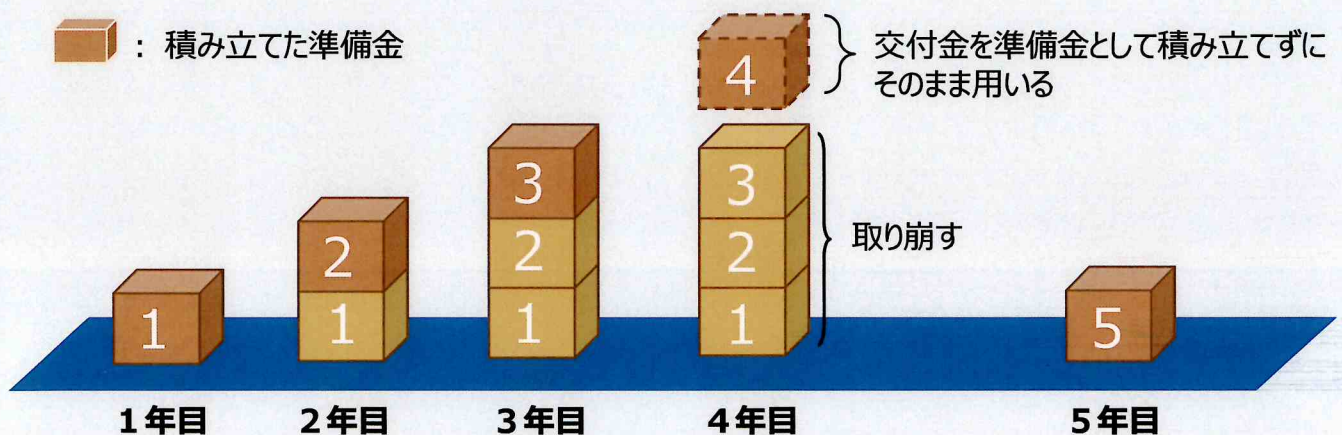
【特例措置の内容】

- 青色申告を行う認定農業者又は認定新規就農者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画等に従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画等に従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地、農業用機械・施設等を取得した場合、圧縮記帳できます。

※ この特例の適用を受けようとする場合には、一定の方法で記帳（複式簿記による記帳が原則。個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳でも可。）し、青色申告により確定申告（初年は税務署に事前に届出が必要）をする必要があります。

※ 圧縮記帳とは、取り崩した準備金や交付金により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費（損金）に算入することにより、その年（事業年度）の課税事業所得（所得）を減額する方法です。

【活用例】 3年間積み立てて、4年目に農用地等を取得した場合



準備金の積立

交付金を準備金として積み立てた場合、この積立額の範囲内で

- ① 個人は必要経費算入
- ② 法人は損金算入

（積み立てない交付金は、課税対象になります。）



農業用固定資産の取得

農用地や農業用機械等の取得に充てた、以下の金額の合計額の範囲内で圧縮記帳

- ① 準備金取崩額
- ② その年に受領した交付金の額

注：積み立てた翌年（度）から起算して5年を経過した準備金は、順次、総収入金額（益金）に算入され、課税対象になります。（例えば、H29年に積み立てた準備金は、R5年に5年を経過し、R5年の所得の計算上、総収入金額に算入されます。）

制度適用の要件等



対象者

青色申告により確定申告を行う 認定農業者（個人、農地所有適格法人）又は 認定新規就農者（個人）であって、以下のいずれかに該当する農業者が対象となります。

- 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する 地域計画 において 農業を担う者 として位置づけられていること
- 地域計画が策定されていない場合は、従来の 人・農地プラン において 中心経営体 として位置づけられていること

注：この特例は、農業者が作成する農業経営改善計画（認定農業者）又は青年等就農計画（認定新規就農者）に取得しようとする農業用固定資産が記載されていることが要件となります。（新たな農業用固定資産を取得しようとする場合には、事前に計画への記載・承認が必要となります。）



対象交付金

以下の交付金の交付を受けた場合に準備金を積み立てることができます。

- ① 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）
- ② 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）
- ③ 水田活用直接支払交付金

- ・ 水田活用の直接支払交付金 *
 - ・ コメ新市場開拓等促進事業
- 注：*印を付した事業のうち、産地づくり体制構築等支援は対象になりません。



対象資産

以下の資産を取得する場合に準備金を活用することができます。

- 農用地
 - ・ 農地、採草放牧地
- 農業用の機械・施設等（取得価額が30万円以上の資産に限ります。）
 - ・ 機械及び装置 ・ 器具及び備品
 - ・ 建物及びその附属設備（農振法の農業用施設用地に建設又は設置されるもの）
 - ・ 構築物 ・ ソフトウェア

【対象資産の例】

田、畑、樹園地、採草放牧地、トラクター、ロータリー、あぜ塗機、ブルドーザー、パワーショベル、農業用ドローン、播種プラント、田植機、移植機、乗用管理機、かん水装置、コンバイン、乾燥機、選果機、選別機、運搬機、鳥獣害防止用威嚇機、ビニールハウス、低温貯蔵庫、集出荷施設、農機具収納施設、温室、用水路、農作業管理ソフト など

注：トラック、フォークリフトなどの「車両及び運搬具」に該当するものや中古品は対象になりません。

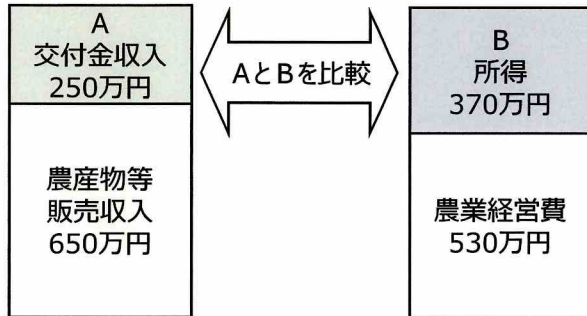
必要経費（損金）算入の限度額

1 農業経営基盤強化準備金の積立時

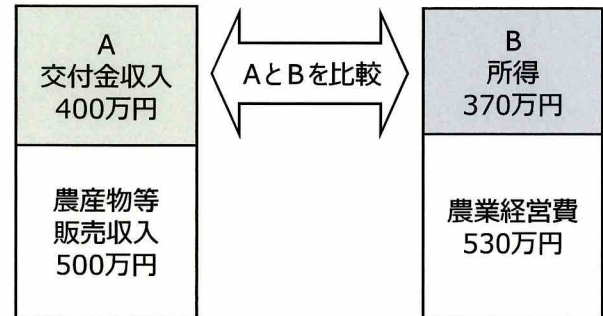
AとBのいずれか少ない金額が積立てによる必要経費（損金）算入限度額となります。

- A その年（事業年度）の交付金収入額
- B その年（事業年度）の事業所得（所得）の金額

【イメージ】



この場合は、Aの250万円が限度額



この場合は、Bの370万円が限度額

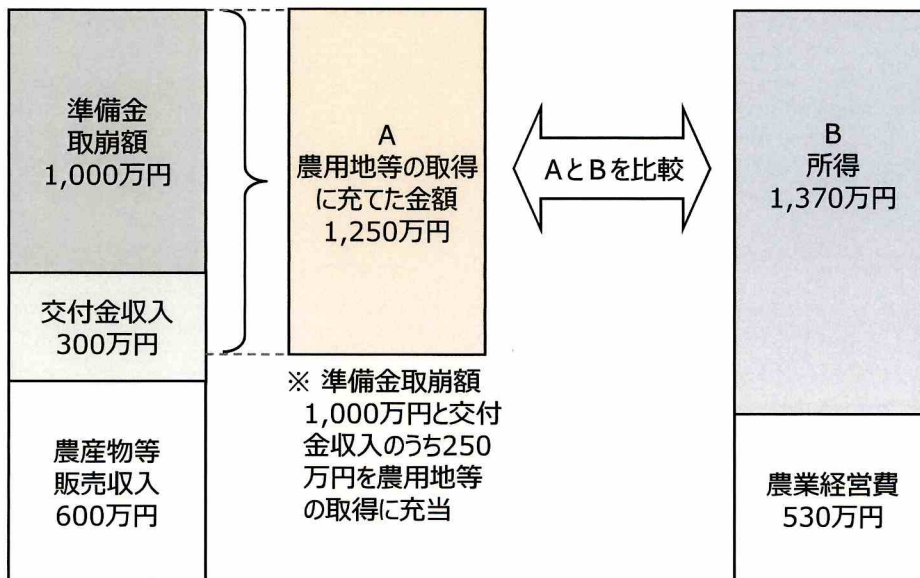
※ 所得金額を超えて積み立てることはできません。

2 農用地等の取得（圧縮記帳）時

AとBのいずれか少ない金額が圧縮記帳による必要経費（損金）算入限度額となります。

- A 農用地等の取得に充てた金額（準備金取崩額とその年（事業年度）の交付金充当額の合計）
- B その年（事業年度）の事業所得（所得）の金額

【イメージ】



この場合は、**Aの1,250万円が限度額**

※ 所得金額が1,250万円を下回る場合は、当該所得金額が限度額になります。

注1：Bの所得金額は、本特例を適用しないで計算するなど、実際の課税所得とは異なります。

注2：積立期限切れ（積立ての翌年（度）から起算して5年経過）により取り崩した準備金は、積立てや圧縮記帳の基準となるBの所得金額の計算から除外されます。

農業経営基盤強化準備金制度の効果（モデル試算例）

準備金積立時 交付金収入250万円を準備金として積立て

(単位：万円)

	特例の適用あり	特例の適用なし
農業収入合計金額A (B + C)	900	900
うち農産物販売額B	650	650
うち交付金収入額C	250	250
必要経費金額D (E + F)	780	530
うち農業経営費等E	530	530
うち農業経営基盤強化準備金繰入額F	250	0
課税対象所得金額G (A - D)	120	370
税額 (G×12%)	14	44

※ 税率は総合課税を勘案し所得税率12%で算出。
農外所得、各種控除はないものと仮定し単純化。

準備金として積み立てなかった場合と比較して、納税額に30万円の差が生じます。

資産取得時 準備金1,000万円とその年に受領した交付金250万円を用いて、1,500万円の農業用機械を取得

取得した農業用 固定資産 1,500万円	固定資産の 帳簿価額 250万円	収入 (益金) 準備金取崩額等 1,250万円
	必要経費 (損金) 固定資産の 圧縮記帳額 1,250万円	

取得した農業用機械を圧縮記帳し、取得に充てた準備金と交付金の額の範囲内で必要経費 (損金) に算入することで、準備金取崩益と交付金等受領額と相殺します。
⇒課税は生じません。

取得後 固定資産の帳簿価額を250万円として減価償却

固定資産の 帳簿価額 250万円	↓	↓	↓	...
	35	35	35	
	1年目	2年目	3年目	

圧縮記帳した分は減価償却費が計上できなくなります。
⇒課税所得が増加します。

農業経営基盤強化準備金制度は、交付金収入に係る課税を繰り延べることにより、課税負担軽減を図る効果があります。

農業経営基盤強化準備金制度の経理処理

農業経営基盤強化準備金制度に関する経理処理を例示すると、以下のような仕訳となります。

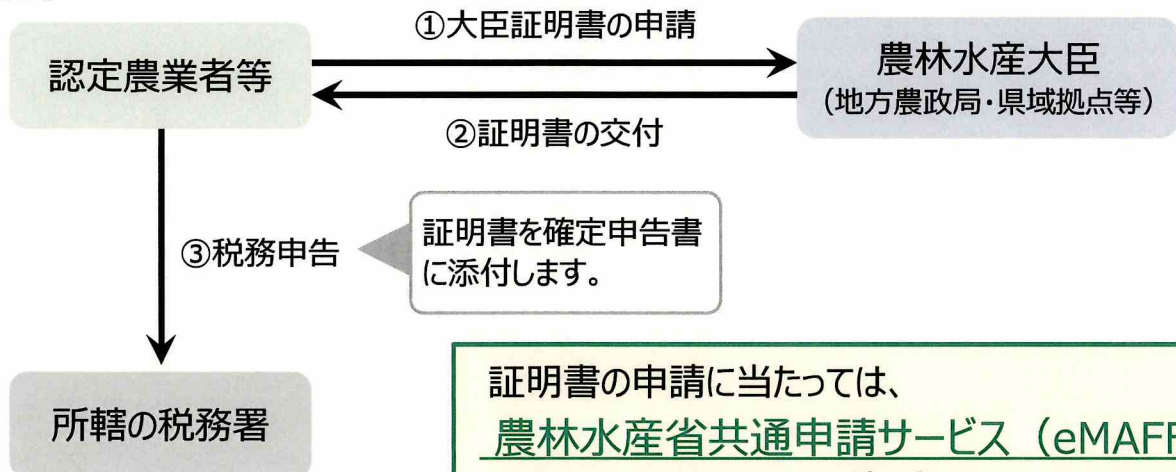
	借 方		貸 方	
	科 目	金 額	科 目	金 額
交付金を受領したとき	現金・預金	〇〇	交付金収入 (収入)	〇〇
準備金を積み立てたとき	農業経営基盤強化準備金繰入額 (必要経費)	〇〇	農業経営基盤強化準備金	〇〇
準備金を取り崩したとき	農業経営基盤強化準備金	〇〇	農業経営基盤強化準備金繰戻額 (収入)	〇〇
固定資産を取得したとき	固定資産	〇〇	現金・預金	〇〇
	固定資産圧縮損 (必要経費)	〇〇	固定資産	〇〇

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるための手続き

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるためには、対象となる金額についての農林水産大臣の証明書が必要です。

大臣証明書の申請については、確定申告(2月16日～3月15日)に間に合うよう確定申告の1ヶ月～3週間前までに最寄りの地方農政局・県域拠点等に申請してください。
確定申告期間中は混み合うため、手続きに時間がかかります。申請はお早めに！

【手続き】



証明書の申請に当たっては、
農林水産省共通申請サービス (eMAFF)
を利用してオンラインで申請することができます。
是非ご活用ください！

【証明書の申請に必要な書類】

積立時に必要な書類

- ㊦ 証明申請書
- ㊧ 準備金に関する計画書兼実績報告書
- ㊨ 対象交付金の交付決定通知書等の写し
(積立年(事業年度)のもの)
- ㊩ 農業経営改善計画等の写し
- ㊪ 貸借対照表等の財務諸表
(前年の確定申告書の控用の写し
(2年目以降の場合))

固定資産取得時に必要な書類

- ㊦ 証明申請書
- ㊧ 準備金に関する計画書兼実績報告書
- ㊨ 対象交付金の交付決定通知書等の写し
(取得年(事業年度)のもの)
- ㊩ 農業経営改善計画等の写し
- ㊪ 貸借対照表等の財務諸表
- ㊫ 取得した固定資産の領収書等

農林水産省共通申請サービス (eMAFF) に関する情報はこちらから！

[農林水産省共通申請サービス
\(eMAFF\) の概要など](#)



[農林水産省共通申請サービスの
入口](#)



準備金を積み立てる場合のみの記載例(令和6年分)

(別記様式第1号)

農業経営基盤強化準備金に関する証明申請書

申請年月日を記入する。
※別記様式第5号と同じ日付

令和 7年 2月 1日

農林水産大臣 殿

確定申告書の住所・氏名と一致する。
※別記様式第5号と同じ住所、氏名

住所又は所在地 ××県○○市△□町3-45
屋号又は法人名
氏名又は代表者氏名 北陸 太郎

該当力所を○印で囲む。

租税特別措置法 < 第24条の2第1項(個人) / 第61条の2第1項(法人) > に規定する農業経営基盤強化準備金の適用を受けるため、下記1の年分等において、下記2の金額が同項第1号に規定する金額に該当する旨証明願いたく申請します。

記

1. 適用を受けようとする年分等

令和6年分

積立てを行う年を記入する。
※法人の場合は、「令和6事業年度」と記入。

2. 認定計画等に記載された農用地等の取得に充てるための金額

準備金として積み立てる金額を記載。
別記様式第5号の令6年の「10」と一致する。

2,500,000 円

<添付資料>

- ① 農業経営基盤強化準備金に関する計画書兼実績報告書 (別記様式第5号)
- ② 交付決定通知書等の写し
- ③ 農業経営改善計画認定申請書及び農業経営改善計画認定書(または青年等就農計画認定申請書及び青年等就農計画認定書)
- ④ 貸借対照表等の財務諸表(前年の確定申告書の控用の写し(2年目以降の申請の場合に必要))

※記入の必要はありません。

※証明書番号
※証明年月日

別記様式第1号の申請年月日と一致する。

農業経営基盤強化準備金に関する計画書兼実績報告書

別記様式第1号の「記の1. 適用を受けようとする年分等」の記載と一致する。

提出年月日：令和 7年2月1日
 適用を受けようとする年分等：令和6年分
 (令和 年 月 日～令和 年 月 日)

住所又は所在地：××県〇〇市△△町3-45
 電話番号：(〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇
 屋号又は法人名
 氏名又は代表者氏名 北陸 太郎

個人の場合は記入しなくて良い。
 ※法人の場合は事業年度の期間を記載する。

氏名、住所は別記様式第1号及び確定申告書と一致する。

地域計画又は人・農地プランにおける位置付け

- 地域計画の農業を担う者
 人・農地プランの中心経営体

地域計画等の市町村名(地域名又は地区名)：〇〇市(△△地区)

農業を担う者又は、中心経営体として位置づけられている地域計画等の市町村名と地区名を記載する。

1. 農用地等の取得計画

取得する農用地等の種類	1	パイプハウス	コンバイン	農用地(田)	<農用地の場合> 農業経営改善計画書の目標の増加面積の範囲内であること。 <農業用機械の場合> 農業経営改善計画書に記載されており、目標の台数の範囲内であること。
数量(面積、台数等)	2	1棟	1台	0.3ha	
所要額(円)	3	2,000,000	4,700,000	5,500,000	所要額「3」の合計額と一致する。また、取得計画を超えた積立では出来ない。
取得予定年	4	令7年	令7年	令7年	
変更の理由	5	農業経営改善計画認定書の有効期間内であること。			
合計所要額(円)	6				12,200,000

2. 農業経営基盤強化準備金の積立状況

積立年	期首準備金残高	交付金等受領額	準備金として積み立てた金額	準備金取崩額	農用地等の取得に充てた金額		期末準備金残高
					準備金取崩額のうち農用地等の取得に充てた金額	準備金として積み立てられなかった金額	
7	8	9	10	11	12	13	14
令4年	0	3,000,000	3,000,000	0	0	0	3,000,000
令5年	3,000,000	3,500,000	3,000,000	0	0	0	6,000,000
令6年	6,000,000	3,500,000	2,500,000	0	0	0	8,500,000

積立初年は「0円」を記入する。

前年に記入した計画書兼実績報告書の金額を記入する。

R5確定申告書の準備金の積立額を記入する。

R5確定申告書の準備金の取崩額を記入する。

当該年の「8」+「10」-「11」の額を記入する。実績は確定申告書と一致する。

前年から繰越した準備金。前年の「14」の金額と一致する。

R6年交付決定額を記入する。(当該年の「10」+「13」以上)

当該年の「9」のうち、準備金として積立をする額を記入する。

前年まで積み立てた準備金(当該年の「8」)のうち、取崩額を記入する。

当該年の「11」のうち、農用地等の取得に充てた金額を記入する。

当該年の交付金受領額「9」のうち、準備金として積立をせず、当該年の農用地等の取得に直接充てた金額を記入する。

提出する年の前年までの最大5年分の実績と提出する年の積立状況を記入する。

農業経営基盤強化準備金に係る個人情報の取扱い

国は、農業経営基盤強化準備金の積立及び農用地等の取得に係る農林水産大臣の証明書の交付に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令に基づき、適正に管理するとともに、対象者要件の確認など本証明書の交付業務のために利用します。

また、国は、本証明書の交付業務のほか、地域計画の作成・見直しその他の経営改善等に資する取組に活用するため、本証明書の交付申請者の氏名、住所等を当該交付申請者の関係する市町村に必要最小限度内で提供する場合があります。



「農業経営基盤強化準備金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

記載された内容について同意する場合は口をチェックをする。